

平成25年行政事業レビューシート

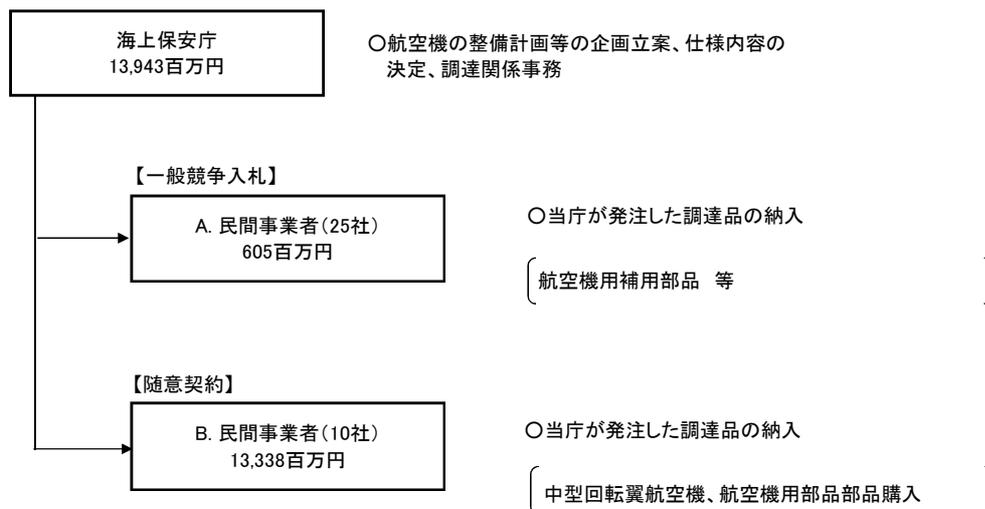
(国土交通省)

事業名	航空機の整備に関する経費		担当部局庁	海上保安庁装備技術部		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	S23~		担当課室	航空機課		課長 古場 誠也	
会計区分	一般会計		政策・施策名	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	海上保安庁法第5条第1項第29号		関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を適確に行い、海上の安全及び治安の確保を図るものである。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。</p> <p>一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。</p> <p>※【参考】海上保安庁法第4条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適当な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならない。</p>						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	9,555	8,257	8,880	9,620	6,361
		補正予算	2,616	0	1,662	0	
		繰越し等	0	0	3,485	0	
		計	12,171	8,257	14,027	9,620	6,361
		執行額	12,001	8,068	13,943		
執行率(%)	98.6%	97.7%	99.4%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	22年度	23年度	24年度
	海上保安業務は、巡視船艇、航空機、陸上部署が相互に連携して我が国の広大な管轄海域を昼夜を分かたずカバーすること等により効果があるものであり、個別の船艇、航空機、陸上施設の整備と結び付けて効果を把握することは困難であり不適当。また、犯罪の防止や領海警備といった数値化が困難な業務が多々あり、全てを定量的に評価していない。現在、巡視船艇・航空機の整備を含む海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった指標を基に政策評価を実施。			%	96	95	96
	達成度		海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数(目標:発生件数0の維持)(第3次海上保安業務遂行計画評価書)	件	0	0	0
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	年度別新規整備機数		活動実績 (当初見込み)	機	7	2	7
単位当たりコスト	航空機1機あたりの事業総額は右のとおり		算出根拠				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	航空機購入費	9,652	6,361				
	計	9,652	6,361				

事業所管部局による点検

	項目	評価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	本事業は質的・量的に拡大する海上保安業務を遂行する上で必要となる航空機の修繕、燃料の供給等を行い、航空機の運航を適正に維持するものであり、国が実施しなければならず、かつ、優先度が高い。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○				
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	調達については、市場調査や他機関との情報共有を重ねコスト削減に努めている。 また、事業目的に沿った予算の執行を行っており、その執行状況は適切に把握・確認している。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。	—				
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○				
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○					
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	現在、海上保安体制の整備について、要救助海難の救助率、テロ活動による被害発生件数といった業績指標を基に政策評価を実施しているが、法定整備や燃料の供給等を通じて航空機を適切に維持することにより、これら業績指標についても目標達成を維持している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○				
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—				
	事業番号	類似事業名		所管府省・部局名		
点検結果	海上保安業務における必要性も勘案しつつ我が国をとりまく国際情勢等を踏まえ、引き続き航続性能に優れ夜間監視能力を備えた中型ヘリコプターの整備をする際、整備する機種を同一にしたことにより、予備部品等の調達による維持経費の削減等が見込まれる。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
事業内容の改善	外洋や遠方海域における業務の必要性を鑑み、引き続き調達方式の見直し等により、整備コストの縮減を図るとともに、財政上の制約も踏まえつつ、航空機の老朽化の程度等を精査することにより、計画的な整備を進めていくべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現状通り	我が国をとりまく国際情勢等を考慮し、航続性能等を備えた航空機の整備を行うこととした。 (国庫債務負担行為による支払い)					
備考						
予備費措置 ・中型回転翼航空機3機購入						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	22-516	平成23年	23-494	平成24年	24-538

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



【随意契約】

航空機の修繕等については、仕様書や図面に国の行為を秘密にする必要がある事項が含まれており、仮に一般競争入札として公告した場合、性能や機能を記載した仕様書・図面などが公となり、海上保安庁の業務に支障を来すため、会計法、予算決算及び会計令、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により、国の行為を秘密にする必要があるものとして、随意契約によっているが、情報の管理とともに、契約時における競争性を確保することも重要なため、国の行為を秘密にする必要がある場合であっても、可能な限り公募による契約を行い、契約時における競争性を確保している。

また、契約金額が少額である場合も同様に随意契約によっているが、なるべく2者以上から見積書を徴し、契約を行っている。

(国の行為を秘密にする必要がある事項)

- 防弾資器材の性能、機能、保管場所等の情報
- 航空機用電子機器(監視レーダー、監視装置)の性能、配置等に関する情報 等

(参考)

「会計法」

第二十九条の三 契約担当官及び支出負担行為担当官(以下「契約担当官等」という。)は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第三項及び第四項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付きなければならない。

(中略)

四 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合及び競争に付することが不利と認められる場合においては、政令の定めるところにより、随意契約によるものとする。

五 契約に係る予定価格が少額である場合その他政令で定める場合においては、第一項及び第三項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、指名競争に付し又は随意契約によることができる。

「予算決算及び会計令」

(随意契約によることができる場合)

第九十九条 会計法第二十九条の三第五項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 国の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 予定価格が二百五十万円を超えない工事又は製造をさせるとき。
- 三 予定価格が百六十万円を超えない財産を買い入れるとき。

(中略)

七 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が百万円を超えないものをするとき。

(見積書の徴取)

第九十九条の六 契約担当官等は、随意契約にしようとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」

第三条

この政令は、国の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格(中略)が財務大臣の定める区分に応じ財務大臣の定める額以上の額であるものに関する事務について適用する。ただし、次に掲げる調達契約に関する事務に

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 おいてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.三井物産エアロスペース株式会社			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物品購入費	中型回転翼航空機用部品買入	391			
計		391	計		0
B.三井物産エアロスペース株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
航空機購入費	中型回転翼航空機3機買入	4,144			
計		4,144	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A. 民間事業者(25社)					
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	391	1	100.0
2	丸紅エアロスペース株式会社	航空機用部品購入	83	1	99.9
3	MHIエアロエンジンサービス株式会社	航空機用部品購入	51	1	82.8
4	住商エアロシステム株式会社	航空機用部品購入	10	1	99.6
5	日本測器株式会社	航空機用部品購入	8	2	98.6
6	株式会社海外物産	航空機用部品購入	6	1	99.7
7	株式会社 ネットコムセック	航空機用部品購入	6	1	98.3
8	株式会社ジャムコ	航空機用部品購入	5	2	76.1
9	トヨタエルアンドエフ東京株式会社	航空機用部品購入	4	2	97.3
10	多摩川エアロシステムズ株式会社	航空機用部品購入	4	2	64.0
B. 民間事業者(10社)					
	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	三井物産エアロスペース株式会社	航空機購入	4,144	随意契約	—
2	MITSUBISHI INTERNATIONAL CORPORATION	航空機購入	3,482	随意契約	—
3	EUROCOPTER SAS	航空機購入	1,576	随意契約	—
4	イオンインターナショナル株式会社	航空機用部品購入	20	随意契約	—
5	株式会社カナデン	航空機用部品購入	14	随意契約	—
6	長野日本無線株式会社	航空機用部品購入	10	随意契約	—
7					
8					
9					
10					